

## 広告表示に関するガイドラインについて

一般社団法人 日本宅配水 & サーバー協会

### 1. 目的

宅配水サービスに関する広告表示に関し、宅配水を利用している方及び宅配水を利用しようとしている方(以下、「消費者」という)の保護、日本宅配水&サーバー協会会員(以下、「協会員」という)の信用の適正化、宅配水業界の健全な発展を図るために、その表示、方法及び遵守すべき事項等を定めるものである。

### 2. 広告表示を行うものの責務

協会員は、消費者保護のために適正かつ正確に情報提供及び表示を行うよう努めなければならない。

### 3. 禁止行為

協会員は、次の各号の一に該当し又は該当するおそれのある広告表示を行ってはならない。

- 1)消費者保護の精神に反するもの（消費者の利用判断を誤らせる表示のあるもの）
- 2) 協会員として品位を損なうもの
- 3)法令等に違反する表示のあるもの
- 4) 宅配水業界内の公正な競争を妨げるもの
- 5)過度に主観的な表示のあるもの
- 6)評価等を表示する際に、その根拠を付記していない表示のあるもの
- 7)他社の商標を無断で使用したもの

### 4. 広告表示の定義

次の各号に掲げるものを本ガイドラインの適用範囲とする。

- 1)カタログ、パンフレット、チラシその他これらに類する印刷物による広告表示。
- 2)新聞、雑誌、フリーペーパーその他の出版物に類するものによる広告表示。
- 3)ホームページ、ランディングページ、バナー、アフィリエイトなどのWEB 広告に類するものによる広告表示。
- 4)ポスター、看板、サイネージその他これらに類するものによる広告表示。
- 5)TVCM、WEB 動画その他これらに類するものによる広告表示。
- 6)一般消費者を対象とした催事、イベント等の展示による広告表示。
- 7)その他、顧客を誘引するための手段として用いられる媒体。

## 5. 適正広告・表示の内容について

- 1) No.1 表示や最大級・最上級を意味する広告表示する際は、必ず客観的事実に基づく具体的数値または根拠を付記しなければならない。
- 2) 効果効能また安全性について、具体的に適示してそれが確実であることを保証するような表現をしないものとする。
- 3) 目安となる電気代表示を行う場合、当協会で定めた内容にて表示するものとする。
- 4) 他社製品の品質、サービス、安全性その他について、他社商品を誹謗するような広告表現は行わない。

例:他社商品の品質等について実際のものより劣る表現をした広告表現

消費者など第三者の声として、商品やサービスを中傷誹謗する広告表現  
催事、イベント等での事実と乖離したセールストーク

- 5) 自社の優位を強調するため、事実と反した比較をした広告表現をしないものとする。
- 6) 宅配水事業者においては消費者が懐疑心を抱く広告表示を行わない。

例：自社サイト内(以下ドメイン含む)での他社商標を使用した比較広告

客観的な根拠を示さないランキング表記

- 7) 宅配水事業者が自己の供給する商品又は役務の取引について行う表示であるにもかかわらず、一般消費者が事業者の表示であることを分からない広告(ステルスマーケティング類)は行わない。

## 6. 社内管理体制の構築

協会員は、広告表示の適正化を図るために審査基準及び審査体制に関する社内規定を制定し、社内に周知するとともに遵守を徹底させるものとする。

## 7. 違反に対する調査、是正の要請

本協会は、協会員及びその従業員が行った広告表示が本ガイドラインの規定に違反又は違反するおそれがあると認めた場合、当該協会員に資料の提出、事情の聴取及び広告表示の是正を要請することが出来るものとし、当該協会員はその要請に応じなければならない。

## 8. ガイドラインの適正化

本ガイドラインは、策定時における市場環境、法令及び運用等を考慮したものであり、市場環境、法令及び運用等の変化に対応するために適時改訂を行うものとし、理事会の承認をもって改訂できるものとする。また、個別の広告表示に関し必要な細則についても同様に理事会の承認をもって定めるものとする。